

公示

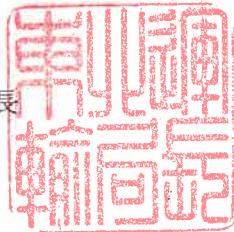
公示第129号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、青色又は黄色の点滅する灯火を備える自動車を下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和4年4月1日

東北運輸局長

記



1. 認定番号及び認定日

東自技第810号 令和4年4月1日

2. 対象となる自動車

次のいずれかに該当する自動車であって、使用の本拠の位置が東北運輸局の管轄内であるもの

- (1) 緊急車両又は保安用車両に備えるものとして青色、その他の車両に備えるものとして黄色の点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面を有する自動車であって、当該点滅する灯火を飛行場の制限区域内でのみで使用する自動車（令和3年2月1日公示第89号（緩和認定番号 東自技第780号）2. (2) の自動車を除く。）
- (2) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第2条第3項に定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第29条に基づき、当該施設の保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲のみで当該灯火を使用することを地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の事務所又は事業所（港湾関係に限る。以下「港湾事務所等」という。）の長が認めた港湾事務所等が所有する自動車

3. 基準緩和を認定する条項

保安基準第42条（その他の灯火等の制限）

[042]

（点滅する灯火の備付けに関する部分及び光度が300カンデラを超える灯火の備付けに関する部分のうち、該当する部分に限る。）

4. 条件及び制限

- (1) 上記2. (1) の自動車のうち青色の点滅灯火を備えるもの

青色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。

[133]

- (2) 上記2. (1) の自動車のうち黄色の点滅灯火を備えるもの

黄色の点滅灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。

[134]

- (3) 上記2. (2) の自動車

青色の点滅灯火の点灯は、港湾事務所等の長が保安巡視の対象として指定した国際埠頭施設の管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲を国の職員が保安巡視をしている場合に限る。

[143]

5. その他

- (1) この公示の基準緩和の内容に係る自動車検査証の記入の申請の際、申請者は、次に掲げる自動車に応じ、それぞれに掲げるいずれかの書面を提示するとともに、その写しを添付すること。

① 上記2. (1) の自動車

青色又は黄色の点滅灯火の備付けが必要な自動車であることを飛行場の設置者等が証する書面

② 上記2. (2) の自動車

青色の点滅灯火の備付けが必要な自動車であることを港湾事務所等の長が証する書面

- (2) (1) の申請があった際は、基準緩和の内容に加え、「一括（公示）緩和」[097]を自動車検査証備考欄に記載するものとする。

附則

この公示は、令和4年4月1日より適用する。

なお、現に基準緩和の認定を受けている自動車にあっては、この公示にかかわらず、当該基準緩和の認定が失効するまでは、なお従前の例によることができる。